

社屋等管理規程

平成15年10月1日規程第15-91号
改正 平成16年3月26日規程第16-25号
改正 平成17年4月28日規程第17-42号
改正 平成17年6月30日規程第17-65号
改正 平成18年3月31日規程第18-15号
改正 平成19年7月30日規程第19-60号
改正 平成20年3月31日規程第20-33号
改正 平成22年4月28日規程第22-37号
改正 平成23年4月1日規程第23-23号
改正 平成25年3月29日規程第25-35号

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構(以下「機構」という。)が所有し、または使用する建物及び敷地(これらの附属施設・設備を含む。以下「社屋等」という。)の管理に関し必要な事項を定め、機構における秩序の維持、業務の正常な遂行及び安全の保持(以下「秩序維持等」という。)を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 機構における社屋等の管理については関係法令及び別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(社屋等管理の総括)

第3条 機構における社屋等の管理については、総務部長が総括し、責任を負う。

(社屋等管理責任者)

第4条 社屋等の管理の実施は別表1の区域毎に行うものとする。

- 2 前項に定める区域毎に社屋等管理責任者(以下「管理責任者」という。)を置き、別表1に定める者をもって充てる。
- 3 管理責任者が出張、疾病又はその他の理由により不在の場合は、あらかじめ管理責任者が指名する者が社屋等の管理に関する業務を代理するものとする。

(役職員の義務)

第5条 役職員は、管理責任者が管理上必要な事項を指示したときは、その指示に従わなければならない。

(役職員以外の者に対する措置)

第6条 次の各号において役職員以外の者が社屋等に立ち入る場合には、契約書又は誓約書において、社屋等管理規程を遵守することを明記しなければならない。

- (1) 業務委託契約、請負契約、共同研究契約、労働派遣契約その他契約を締結する場合
- (2) 委嘱を行う場合
- (3) 学生・研修生等を受け入れる場合

(社屋等の目的外使用)

第7条 管理責任者は、社屋等をその目的外に使用させてはならない。ただし、社屋等における秩序維持等に支障がないと認める場合は、総務部長が定める社屋等の目的外使用に関する通達に従って、社屋等の一部をその目的外に使用することを許可することができる。

(許可についての条件)

第8条 管理責任者は、前条の許可をする場合においては、必要な条件を付し、又は関係者の守るべき事項を指示することができる。

2 管理責任者は、前項の条件又は指示に違反する者があるときは、その者に対して違反事項の是正を命じ、又はその許可を取消すものとする。

(立入りの制限等)

第9条 管理責任者は、社屋等に立ち入ろうとする者に対し、その者の氏名、職業、目的その他必要な事項を質問し、社屋等における秩序維持等のため必要があると認める場合は、立入りを禁止する等必要な措置を講ずるものとする。

(禁止命令及び退去命令)

第10条 管理責任者は、次の各号の一に該当する者に対し、その行為を禁止し、又は社屋等から退去することを命ずるものとする。ただし、管理責任者が正当な理由があると認める場合、又は社屋等における秩序維持等に支障がないと認める場合は、この限りでない。

- (1) この規程により管理責任者の許可を受けるべき行為を、許可を受けないでしている者、その他この規程に違反する行為をしている者
- (2) 役員又は職員に面会を強要する者
- (3) 社屋等において、旗、のぼり、宣伝びら、プラカードその他これらに類する物又は拡声機、宣伝カー等を使用し、又はこれらを社屋等に持ち込みもしくは持ち込もうとする者
- (4) 銃器、凶器、爆発物その他危険物を社屋等に持ち込み、又は持ち込もうとする者
- (5) 社屋等を破壊し、損傷し、もしくは汚損する行為をし、又はしようとする者

- (6) 社屋等において、職務に関係のない文書、図面等を頒布し、又はしようとする者
- (7) 社屋等において、火災予防上危険を伴う行為をし、又はしようとする者
- (8) 管理責任者が立ち入りを禁止した区域に立入り、又は立ち入ろうとする者
- (9) 社屋等において、放歌高唱し、もしくははねり歩く等の行為をし、又はしようとする者
- (10) 社屋等において、座り込みその他通行の妨害をし、又はしようとする者
- (11) 社屋等において、金銭又は物品等の寄附の強要もしくは押売りをし、又はしようとする者
- (12) 前各号に掲げるもののほか、社屋等における秩序維持等に支障をきたすような行為をし、又はしようとする者

(撤去又は搬出の命令)

第11条 管理責任者は、社屋等における秩序維持等に支障のある物がある場合において、その所有者、占有者又は持ち込んだ者(以下「所有者等」という。)に対し、その物の撤去又は搬出を命ずるものとする。ただし、管理責任者が正当な理由があると認める場合は、この限りでない。

2 管理責任者は、所有者等が前項の命令に従わないとき、所有者等が判明しないとき、又は社屋等における秩序維持のため緊急の必要があると認めるときは、これを撤去又は搬出することができる。

(鍵の管理)

第12条 管理責任者は、鍵の管理を適切に行い、社屋等における秩序維持等に必要な措置を講ずるものとする。

(清掃及び清潔の保持)

第13条 管理責任者は、社屋等の清掃及び清潔の保持に必要な措置を講ずるものとする。

(準用)

第14条 機構における社屋等のうち、契約、協定等に基づき機構が使用する場合にあっては、当該業務の実施責任者を管理責任者とみなし本規程を準用するほか、契約書等に定めるところによる。

(その他)

第15条 この規程に定めるもののほか、社屋等の管理の実施に関し必要がある場合には、総務部長が通達で定めるものとする。

附 則

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

附 則(平成16年3月26日規程第16-25号)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年4月28日規程第17-42号)

この規程は、平成17年5月1日から施行する。

附 則(平成17年6月30日規程第17-65号)

この規程は、平成17年7月1日から施行する。

附 則(平成18年3月31日規程第18-15号)

この規程は、平成18年5月1日から施行する。

附 則(平成19年7月30日規程第19-60号)

この規程は、平成19年8月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日 規程第20-33号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年4月28日 規程第22-37号)

この規程は、平成22年4月28日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則(平成23年4月1日 規程第23-23号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日 規程第25-35号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

別表1

事業所名	社屋等管理責任者
東京事務所	総務部長
筑波宇宙センター	筑波宇宙センター管理部長
調布航空宇宙センター	航空技術部門事業推進部長
相模原キャンパス	宇宙科学研究所科学推進部長
種子島宇宙センター及び増田宇宙通信所	第一宇宙技術部門種子島宇宙センター所長
内之浦宇宙空間観測所	第一宇宙技術部門鹿児島宇宙センター内之浦宇宙空間観測所長
角田宇宙センター	研究開発部門角田宇宙センター所長
能代ロケット実験場	宇宙科学研究所能代ロケット実験場長
勝浦宇宙通信所	統合追跡ネットワーク技術部勝浦宇宙通信所長
沖縄宇宙通信所	統合追跡ネットワーク技術部沖縄宇宙通信所長
臼田宇宙空間観測所	統合追跡ネットワーク技術部臼田宇宙空間観測所長
地球観測センター	第一宇宙技術部門地球観測研究センター所長
ワシントン駐在員事務所	ワシントン駐在員事務所長
パリ駐在員事務所	パリ駐在員事務所長
バンコク駐在員事務所	バンコク駐在員事務所長
ヒューストン駐在員事務所	ヒューストン駐在員事務所長
モスクワ技術調整事務所	モスクワ技術調整事務所長
小笠原追跡所	第一宇宙技術部門種子島宇宙センター所長
バンコク分室	第一宇宙技術部門衛星利用運用センター防災利用システム室長
調布航空宇宙センター飛行場分室	航空技術部門事業推進部長
名古屋空港飛行研究拠点	航空技術部門飛行技術研究センター長